



## 使用者としての対策

### (1) 労働時間の見直しや年次有給休暇の取得の促進等

使用者が、被用者の労働時間の改善を図るために、まず、自らが雇用する被用者の労働時間等の実態を把握していることが前提となります。そのため、使用者は、被用者の始業・終業時刻、年次有給休暇の取得状況、業務負担の度合い等、労働時間等の実態を的確に把握する必要があります。

時間外労働・休日労働をさせるために36協定を締結している使用者も多いと思いますが、労働基準監督署に届け出たときは、見やすい場所への掲示等により、当該協定を労働者に周知しなければなりません（労働基準法106条1項）。これにより、労働者が36協定の内容を把握することができ、時間外労働・休日労働の抑制につながることが期待されます。

また、育児・介護等に必要な時間の確保や、多様な働き方の実現に資することから、年次有給休暇の時間単位付与制度の活用や半日単位での年次有給休暇の利用について検討するとともに、可能であれば、テレワークについても検討することができるでしょう。



## 友だち募集中！

友だち登録でお得な特典がございます。  
お気軽にご登録ください。



確かな技術

整備の未来へ“挑む”

Maintenance Technology and Challenge

株式会社大東工業

●保険・福祉車輌受付

名古屋市中川区中野新町4-35

TEL 052-354-5433

FAX 052-354-5439